

おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における新たな起業・創業の創出を支援し、地域経済の活性化を図るため、地域において模範となるような起業・創業する者（以下「創業者等」）に対し、予算の範囲内でおおさきチャレンジ創業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる項目については、それぞれ同号に規定するとおりとする。

- (1) 「創業」とは、事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により市内において新たに事業を開始する場合又は新たに法人を設立し事業を開始する場合をいう。
- (2) 「空き店舗」とは、商業活動を休止してからおおむね1箇月以上が経過している店舗（1階部分に限る。）をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 前年度の4月1日以降補助事業期間完了日までに、個人開業又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社の設立を行い、その代表となる者で、市内に事務所を設置し、又は設置しようとしている者
- (2) 市内に住所を有する者又は補助事業期間完了日までに市内に住所を有する者。ただし、UIJターン型の場合は前年度の1月1日以降に市内に住所を移し創業した者
- (3) 同一の事業について、国、地方自治体、公益法人等から補助金の交付を受けていない者

- (4) 開業予定地域の商工団体から推薦を受けた者
- (5) 創業後も商工団体からの経営指導等の支援を継続して受けることができる者
- (6) 市が指定する報告会で事業報告を行える者

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者となることはできない。

- (1) 市税の滞納があるとき。
- (2) 創業後も当事業を兼業する給与所得者。
- (3) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4条）第2条第3号の規定に該当しているとき。
- (4) フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行おうとする者
- (5) 食品衛生法や建築基準法、関係法令等に違反しているとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）の規定により許可又は届出を要する事業
- (6) その他市長が不適切と認める事業
(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市場やニーズをとらえた事業計画であり、地域に新たな需要や雇用を創出する事業
- (2) 事業に特徴があり、独創性又は新規性のある事業
- (3) 事業の内容、計画に妥当性、優位性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (4) 出店又は開設後3年以上継続して営業又は運営する見込みのある事業
- (5) おおむね、週4日以上営業又は運営するもの。小売業又はサービス業の店舗については、正午以前から午後6時以降まで営業するものとする。
- (6) 開業予定地域の商工団体から複数回の指導・支援を受け、事業計画書などを作成した事業

(7) 地域における創業の模範となる事業

(8) 公序良俗に反しない事業

(補助金の種類)

第5条 補助金の種類は次のとおりとする。

(1) 中心商店街空き店舗活用型 中心商店街の市が指定する区域の路線の歩道
または道路に面している、空き店舗を賃借しての創業

(2) U I J ターン型 居住地を市外から市内へ移転しての創業

(3) 女性・若者創業型 女性または35歳未満の者による小規模な創業

(4) 一般型 (1) (2) (3) に該当しない場合の創業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業の創業に直接必要な別表に定める経費で、以下すべての条件を満たし、市長が適当と認めるものとする。

(1) 使用目的が創業並びに経営の安定化に要するもの

(2) 交付決定日以降に発生したもの

(3) 証拠書類によって内容と金額が確認できるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

(当該補助事業に関する施工業者)

第7条 店舗の改装工事の施工業者及び設備、備品購入先については、原則として市内に住所又は事務所を有する業者とする。

(補助率及び補助金の限度額)

第8条 補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助金の事業期間は令和2年1月31日までとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする者は、おおさきチャレンジ創業応援事業

費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとし、その提出部数は1部、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業実施位置図
- (4) 納税等確認承諾書
- (5) 商工団体からの推薦書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号の他、必要に応じ次の書類を提出すること。

- (1) 設計見積書及び工事設計図面(配置図、平面図及び立面図含む。)
- (2) 写真(施工前の店舗等の内外部の現状が分かるもの。)
- (3) 空き店舗期間証明
- (4) 店舗所有者の同意書
- (5) 賃貸契約書の写し
- (6) U I J ターンに関する申出書

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、相当と認めるときは、おおさきチャレンジ創業応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 補助金の交付の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合においては、おおさきチャレンジ創業応援事業補助金計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出するものとし、市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の10%以内の額の変更で、補助事業の目的に変更

をもたらさない軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、おおさきチャレンジ創業応援補助金中止〔廃止〕承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存すること。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、おおさきチャレンジ創業応援補助金実績報告書（様式第5号）により、補助事業の成果を市長に報告するものとする。また、市が主催する報告会において事業報告を行わなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 経費の支出を証明する書類
- (4) 税務署に提出した開業届出書の写し等創業の事実を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出及び報告会での事業報告を受け、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、おおさきチャレンジ創業応援補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第15条 補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 交付決定者は、前条の規定による確定通知書を受理した日以降、速やかにおおさきチャレンジ創業応援事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第16条 市長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において補助事業者に対し、補助事業の実施により取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に係る補助金に適用する。

別表1（第4条関係）

区分	内容	補助金の額	限度額
中心商店街 空き店舗活用型	地域の中心商店街内に ある空き店舗を賃借し ての創業	補助対象経費の 2/3以内	上限100万円
U I J ターン型	居住地を市外から市内 へ移転しての創業	補助対象経費の 2/3以内	上限100万円
女性・若者創業者	女性または 35 歳未満 の者による小規模な創 業	補助対象経費の 2/3以内	上限50万円
一般型	上記に該当しない場合 の創業	補助対象経費の 1/2以内	上限100万円

備考

- 1 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- 2 他の補助制度により補助金等の交付を受けたものは補助金交付の対象としない。

別表 1 補助対象経費

補助対象経費	
店舗改装費	・ 店舗等の外装工事・内装工事費用
設備・備品費	・ 機械装置・工事・器具・備品の調達費用 ※消耗品、不動産の購入、車両の購入は対象となりません
広報費	・ 宣伝広告費、パンフレット印刷費、展示会出展費用
委託費	・ 試作品・サンプル品の製作委託料 ・ ホームページ作成の委託費 ・ 市場調査等の委託費 ※販売のための原材料仕入・製作に係る費用は対象になりません。 ※委託費は補助金交付額の 2 分の 1 が上限
原材料費	・ 試作品・サンプル品の製作に係る原材料費
外部謝金	・ 本助成対象事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる経費
開業事務手続費	・ 創業時に必要な官公庁への申請書類等作成のため、司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 (租税公課を除く)

注 1) 交付決定後に発生した経費が補助対象となります。

注 2) 機械装置・工具・器具・備品は、事業計画実施のために必要不可欠なものに限ります。

注 3) 物品・サービスの調達にあたっては、契約等の証拠書類（発注書、見積書、契約書、請求書）が必要です。

注 4) 消費税等の税金は補助対象になりません。

様式第 1 号(第 9 条関係)

おおさきチャレンジ創業応援補助金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

(申請者) 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

おおさきチャレンジ創業応援事業を下記により実施したいので、おおさきチャレンジ創業応援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業のテーマ

2 事業者区分 中心商店街空き店舗活用 U I J ターン 女性・若者創業者 一般

3 創業等(予定)年月日 年 月 日

4 総事業費及び補助金交付希望額

(1) 総事業費 金 円

(2) 補助金交付希望額(総額) 金 円

5 添付書類

(1) 事業計画書(別紙 1)

(2) 事業の経費明細(別紙 2)

(3) これから創業する場合は住民票抄本、個人ですでに創業している場合は個人事業の開業届出書の写し、法人の場合は定款の写し及び現在事項全部証明書

(4) 市税を完納していることを証明できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

申請に当たっては、次の内容を確認の上、□にレを記入してください。

- 自己又は、自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 1 事業から暴力団を排除する為、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。
 - 2 この申請書に記載された内容は、この事務の目的及びこの事業から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

事業計画書

(1) 申請者の概要					
ふりがな 氏名		性別	男・女	生年 月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
住所	〒 —				
連絡先	電話番号	—	—	E-mail	
	申請者の職歴	内容			
職歴	昭・平	年	月		
	昭・平	年	月		
	昭・平	年	月		
	昭・平	年	月		
(2) 事業計画の概要					
事業形態	・個人事業 ・会社設立 ・その他 ()				
開業日(予定日)	・ 年 月 日				
創業予定場所	大崎市				
商号等(予定)					
創業する業種	細分類名： コード(4桁)				
資本金(出資金)	千円				
役員・従業員数	名 (内訳) 役員 名、従業員 名、パート・アルバイト 名 この事業計画実施に伴う新たな雇用の予定 <input type="checkbox"/> あり (名) <input type="checkbox"/> なし				

事業の概要	①創業する事業の概要（事業テーマと内容を要約して記載してください）
	事業名
	概要
	②事業の目的と動機（創業等の経緯、背景や申請者の熱意等を含め具体的に記載する）
	③地域経済への寄与度（需要や雇用の創出等事業が地域に及ぼす影響）
	④事業内容（目的達成に向けて事業の必要性や市場性・成長性などを踏まえ具体的に記入すること）
	⑤事業実現（どのような形で実現に結び付けていくのか、実施体制、資金調達なども踏まえて記載）

(3) 事業の見通し

(単位:円)

項目	申請年度 (年 月～ 年 月)	翌年度 (年 月～ 年 月)	翌々年度 (年 月～ 年 月)
①売上高			
②売上原価 (仕入れ高)			
③売上総利益 (①－②)			
④販売管理費			
⑤営業利益 (③－④)			
売上及び経費の積算根拠			
従業員数 (役員を除く)	人	人	人

※全ての売上高について記入してください。売上原価以下も同様です。

※各項目の整合性が取れるように記入してください。

収支予算書

1 収入関係 (年 月から 年 月まで) (単位:円)

区 分	金 額	資金調達先	備 考
①自己資金 ※1 (売上収入を含む)			
②当該補助金 ※2			
③金融機関からの借入金			
④その他			
⑤合 計 ※3			

2 資金調達

区 分	総事業費	補助対象経費	内容・積算明細
①店 舗 改 装 費			
②設備・備品等費			
③広 報 費			
④商 品 開 発 費			
⑤専門家謝金・旅費			
⑥開業事務手続費			
計			
補助対象外経費			
合計			

※補助事業に要する経費等を消費税抜きで記入してください。

様式第2号(第10条関係)

おおさきチャレンジ創業応援補助金交付決定通知書

大崎市指令(商)第 号

指令先

年 月 日付で交付申請のあった、おおさきチャレンジ創業応援補助金については、おおさきチャレンジ創業応援補助金交付要綱第8条の規定により、下記の条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

大崎市長

印

記

- 1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合においては、おおさきチャレンジ創業応援補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出するものとし、市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の10%以内の額の変更で、補助事業の目的に変更をもたらさない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、大おおさきチャレンジ創業応援補助金中止〔廃止〕承認申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 事業の実施状況及び収支に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

様式第3号(第11条関係)

おおさきチャレンジ創業応援補助金変更申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印

年 月 日付け大崎市指令(商)第 号で交付決定の通知のあったおおさきチャレンジ創業応援補助金について、事業の内容〔経費の配分〕を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第11条関係）

おおさきチャレンジ創業応援補助事業中止〔廃止〕承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

年 月 日付け大崎市指令（商）第 号で交付決定の通知のあったおおさきチャレンジ創業応援補助金について、下記のとおり事業を中止〔廃止〕したいので承認されるよう申請します。

記

1 中止〔廃止〕の理由

2 中止の期間

様式第6号（第12条関係）

おおさきチャレンジ創業応援補助金実績報告書

年 月 日

大崎市長 様

（申請者） 住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

年 月 日付け大崎市指令（商）第 号で交付決定の通知のあったおおさきチャレンジ創業応援事業について、下記のとおり実施したので、おおさきチャレンジ創業応援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業のテーマ

添付書類

- （1） 事業実績書（別紙1）
- （2） 収支精算書（別紙2）
- （3） 経費の支出を証明する書類
- （4） 税務署に提出した開業届出書の写し等創業の事実を確認できる書類
- （5） その他市長が必要と認める書類

(2) 事業の見通し

(単位:円)

項目	申請年度 (年 月 ~ 年 月)	翌年度 (年 月 ~ 年 月)	翌々年度 (年 月 ~ 年 月)
① 売上高			
② 売上原価 (仕入れ高)			
③ 売上総利益 (① - ②)			
④ 販売管理費			
⑤ 営業利益 (③ - ④)			
売上及び経費の積算根拠			
従業員数 (役員を除く)	人	人	人

※全ての売上高について記入してください。売上原価以下も同様です。

※各項目の整合性が取れるように記入してください。

収支精算書

1 収入関係（ 年 月から 年 月まで） （単位：円）

区 分	金 額	資金調達先	備 考
①補 助 金			
②自 己 資 金			
③金融機関借入金			
④そ の 他			
合計			

2 支出関係（ 年 月から 年 月まで）

区 分	当初事業計画額	実績額	備考
①店 舗 改 装 費			
②設 備 ・ 備 品 等 費			
③広 報 費			
④商 品 開 発 費			
⑤専 門 家 謝 金 ・ 旅 費			
⑥開 業 事 務 手 続 費			
計			
補助対象外経費		/	
		/	
		/	
合計			

※補助事業に要する経費等を消費税抜きで記入してください。

※補助対象経費はおおさきチャレンジ創業応援補助金交付要綱別表1に掲げる経費で、①交付決定日以降に発生した経費であること、②内容と金額が確認できること、③使用目的が創業等に関するものと特定できることが必要です。

※証拠書類については、これらの要件を満たす資料となります。カタログ、注文書、見積書、契約書、請求書、領収書、その他必要な書類を提出してください。

様式第7号（第13条関係）

おおさきチャレンジ創業応援補助金確定通知書

大崎産第 号

年 月 日

様

大崎市長

印

年 月 日付け大崎市指令（商）第 号で交付決定しました、おおさき
チャレンジ創業応援補助金については、年 月 日付けで提出がありましたおおさき
チャレンジ創業応援補助金実績報告書に基づき、おおさきチャレンジ創業応援補助金交付要綱
第11条の規定により、その額を金 円に確定します。

年 月 日

大崎市長 様

(申請者) 所在地
名 称
代 表 者 名

印

おおさきチャレンジ創業応援補助金請求書

年 月 日付け大崎市指令(商)第 号で交付決定を受けたおおさきチャレンジ創業応援補助金について、下記のとおり金 円を交付されるよう請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 請 求 額 円
- 3 振込先

金融機関名			
口座名義人	フリガナ		
預 金 名	普通・当座	口座番号	

別紙様式

納税状況調査に係る委任状

年 月 日

大崎市長 伊藤 康志 様

委任者 住 所

氏 名

印

私はおおさきチャレンジ創業応援補助金交付申請にあたり、下記の権限を大崎市産業経済部産業商工課長に委任します。

記

- 1 大崎市の納税状況について調査すること。

推 薦 書

年 月 日

大崎市長 伊藤 康志 様

本申込人は、おおさきチャレンジ創業応援補助金申請の要件に適すると認められますので、
推薦します。

担当 _____ 印

電話 _____

商工会議所・商工会 印

申込人	住 所 _____ 氏 名 _____
対象店舗	
所 見	
特記事項	

空き店舗期間証明書

空き店舗所在地

空き店舗期間

年 月 日から 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

(貸主住所)

(貸主氏名)

印

大崎市長 伊藤 康志 様

店舗改修工事同意書

(賃借人)

様

(賃貸人)

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

当該店舗の改修工事につきまして、貸主としましては、異論ございませんので、同意します。

ただし、工事に要する経費負担は賃借人の全額負担でお願いします。

U I J ターンに関する申出書

年 月 日

大崎市長

様

(申請者) 所 在 地
名 称
代 表 者 名

印

私は、平成31年度おおさきチャレンジ創業応援補助金について、U I J ターン者として応募したいので住民票抄本（戸籍の附表の写し）を添えて申出します。

記

1 平成31年1月1日以降に市外から居住地を移転した者

現住所	
前住所	
移転日	年 月 日

※市外から市内に居住地を移転したことが分かる書類を提出してください。市外から居住地を移転した後に、市内で転居していると「住民票抄本」のみで確認できないことがあります。この場合は「戸籍の附表の写し」を添付してください。

2 補助対象期間完了日までに市外から居住地を移転するもの

転入予定住所	
現住所	
転入予定日	年 月 日ころ、転入後に住民票抄本を提出します。